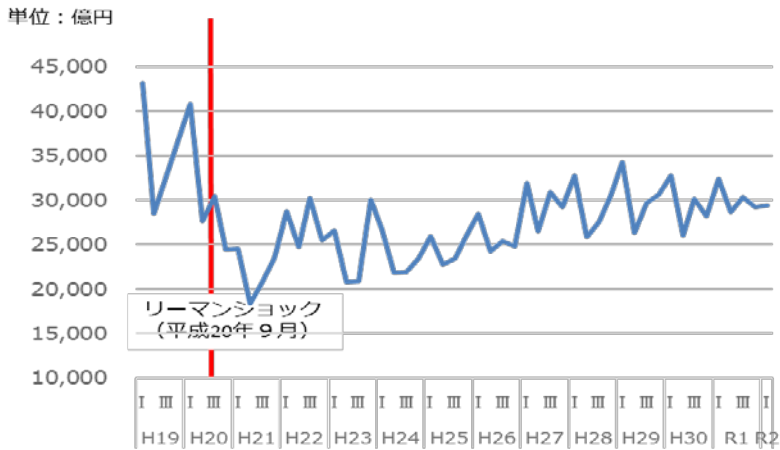


租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）（②食品企業者関係）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税 27） （法人住民税、法人事業税：義（自動連動））（地方税 28）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）（国税 27） （住民税：外（自動連動））（地方税）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の 10%の税額控除（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%）が選択適用できる。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長し、令和 5 年 3 月 31 日までとする。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4 第 52 条の 2 第 68 条の 15 の 5 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4 第 30 条 第 39 条の 46 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9 第 22 条の 31
5	担当部局		農林水産省食料産業局企画課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 2 年 5 月～ 9 月 分析対象期間：平成 29 年度～令和 4 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 （平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設 （適用期間は平成 31 年 3 月末まで）

			令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 (適用期間は令和3年3月末まで) 令和2年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のため に行う設備投資を追加
8	適用又は延長期間		令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等（食品企業者を含む。以下同じ。）の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条（自己資本の充実）では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業者等に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 1 食料の安定供給の確保 《政策分野》 ①新たな価値の創出による需要の開拓
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり（令和2年度中小企業庁アンケートより）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。

10	有効性等	①	適用数	単位：件						
				項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (推計)	令和 2 年度 (推計)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)
				適用数	14,143	26,469	28,851	24,552	24,601	24,650
				※ 平成 29 年度及び平成 30 年度は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 201 回国会報告等）による。 ※ 令和元年度以降は、平成 30 年度実績を基準に、中小企業景況調査（中小企業基盤整備機構）による中小企業の設備投資動向から推計した伸び率を乗じて推計。						
		②	適用額	単位：億円						
					平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (見込)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)
				適用額	3,457	6,224	6,784	5,773	5,785	5,797
				※ 平成 29 年度及び平成 30 年度は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 201 回国会報告等）による。 ※ 令和元年度以降は、平成 30 年度実績を基準に、中小企業景況調査（中小企業基盤整備機構）による中小企業の設備投資動向から推計した伸び率を乗じて推計。						
		③	減収額	単位：億円						
					平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (見込)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)
				法人税	619	1,063	1,159	986	988	990
				法人住民税	80	137	150	69	69	69
				法人事業税	53	89	96	82	82	82
				(法人税) ※ 平成 29 年度及び平成 30 年度は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 201 回国会報告等）による。 ※ 令和元年度以降は、平成 30 年度の適用数を基準に、中小企業景況調査（中小企業基盤整備機構）による中小企業の設備投資動向から推計した伸び率を乗じて推計。						
				(法人住民税、法人事業税) ※ 法人税の減収額を基準に、所用の税率を乗じて算出。						

		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。 【設備投資額の推移】  単位：億円 （出所）「法人企業統計」（財務省） 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり（令和2年度中小企業庁アンケートより）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり（令和2年度中小企業庁アンケートより）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、本特例措置を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。

			加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり（令和2年度中小企業庁アンケートより）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。 商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。 なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業者等の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年8月

中小企業経営強化税制（減収見込額・適用件数見込みの実績推計）

1. 国税減収見込額・適用件数見込み

（１）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」において、全産業で設備投資を実施した事業者の割合を平成 28 年から平成 30 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出。

平成 27 年度	16.5%		
平成 28 年度	16.5%	（前年比 0.0%）	
平成 29 年度	17.2%	（前年比 4.2%）	
平成 30 年度	16.6%	（前年比 -3.5%）	<u>3 年平均 0.2%</u> ・ ・ ・ <u>伸び率 1（100.2%）</u>
令和元年度	18.1%	（前年比 9.0%）	・ ・ ・ <u>伸び率 2（109.0%）</u>
令和 2 年度	15.4%	（前年比 -14.9%）	・ ・ ・ <u>伸び率 3（85.1%）</u>

※令和 2 年度は上半期までの実績をもとに算出。

（２）新型コロナウイルス感染症の影響がみられる令和元年度、令和 2 年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の平成 30 年度中小企業経営強化税制の利用実績に（１）のそれぞれの年度の全産業で設備投資を実施した事業者の割合の伸び率（令和元年度：伸び率 2（109.0%）、令和 2 年度：伸び率 3（85.1%））を掛け、令和 3 年度以降については、伸び率 1（100.2%）を掛け、適用件数見込み及び国税減収見込額を推計。

平成 30 年度（実績）	26,469 件	1,063 億円	（うち即時償却：922 億円）
令和元年度	28,851 件	1,159 億円	（1,005 億円）
令和 2 年度	24,552 件	986 億円	（855 億円）
令和 3 年度	24,601 件	988 億円	（857 億円）
令和 4 年度	24,650 件	990 億円	（859 億円）

2. 地方税減収見込額

（億円）

	平成 29	30	令和元	2	3	4
法人住民税	80	137	150	69	69	69
法人事業税 （特別法人事業税を含む）	53	89	96	82	82	82

(1) 法人住民税の減収額の試算方法

(R1 以前) 国税減収見込額 $\times$ 0.129 (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

(R2 以降) 国税減収見込額 $\times$ 0.07 (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

平成 29 年度 (実績)	80 億円	(619 億円 $\times$ 0.129)
平成 30 年度 (実績)	137 億円	(1,063 億円 $\times$ 0.129)
令和元年度	150 億円	(1,159 億円 $\times$ 0.129)
令和 2 年度	69 億円	(986 億円 $\times$ 0.07)
令和 3 年度	69 億円	(988 億円 $\times$ 0.07)
令和 4 年度	69 億円	(990 億円 $\times$ 0.07)

(2) 法人事業税の減収額の試算方法

(R1 以前) 特別償却による国税減収見込額 $\times$ 0.067 (法人事業税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

(R2 以降) 特別償却による国税減収見込額 $\times$ 0.07 (法人事業税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

平成 29 年度 (実績)	37 億円	(550 億円 $\times$ 0.067)
平成 30 年度 (実績)	62 億円	(922 億円 $\times$ 0.067)
令和元年度	67 億円	(1,005 億円 $\times$ 0.067)
令和 2 年度	60 億円	(855 億円 $\times$ 0.07)
令和 3 年度	60 億円	(857 億円 $\times$ 0.07)
令和 4 年度	60 億円	(859 億円 $\times$ 0.07)

(R1 以前) 法人事業税の減収見込み額 $\times$ 0.432 (地方法人特別税率) = 地方法人特別税の減収見込み (C)

(R2 以降) 法人事業税の減収見込み額 $\times$ 0.37 (特別法人事業税率) = 特別法人事業税の減収見込み (C)

平成 29 年度 (実績)	16 億円	(37 億円 $\times$ 0.432)
平成 30 年度 (実績)	27 億円	(62 億円 $\times$ 0.432)
令和元年度	29 億円	(67 億円 $\times$ 0.432)
令和 2 年度	22 億円	(60 億円 $\times$ 0.37)
令和 3 年度	22 億円	(60 億円 $\times$ 0.37)
令和 4 年度	22 億円	(60 億円 $\times$ 0.37)

(A) 法人住民税 + (B) 法人事業税 + (C) 地方法人特別税・特別法人事業税 = 地方税減収見込額

(注) (2) の税率はいずれも外形外法人のみ適用される場合の税率

年度ごとの減収見込額等

1 令和元年度（見込）

【法人税】

① 適用数

$$24,469 \text{ 件（平成 30 年度実績）} \times 109.0\% \text{（伸び率 2）} = \underline{28,851 \text{ 件}}$$

② 適用額

$$6,224 \text{ 億円（平成 30 年度実績）} \times 109.0\% \text{（伸び率 2）} = \underline{6,784 \text{ 億円}}$$

③ 減収額

$$1,063 \text{ 億円（平成 30 年度実績）} \times 109.0\% \text{（伸び率 2）} = \underline{1,159 \text{ 億円}}$$

【地方税】

○法人住民税の減収額

$$1,159 \text{ 億円（法人税減収額）} \times 12.9\% \text{（法人住民税率）} = \underline{150 \text{ 億円}}$$

○法人事業税の減収額

・即時償却による法人税減収額

$$922 \text{ 億円（平成 30 年度実績）} \times 109.0\% \text{（伸び率 2）} = 1,005 \text{ 億円}$$

・法人事業税の減収額

$$1,005 \text{ 億円（特別償却による法人税減収額）} \times 6.7\% \text{（法人事業税率）} = \underline{67 \text{ 億円}}$$

・地方法人特別税の減収額

$$67 \text{ 億円（法人事業税の減収額）} \times 43.2\% \text{（地方法人特別税率）} = \underline{29 \text{ 億円}}$$

・合計

$$67 \text{ 億円（法人事業税の減収額）} + 29 \text{ 億円（地方法人特別税の減収額）} = \underline{96 \text{ 億円}}$$

2 令和 2 年度（見込）

【法人税】

① 適用数

$$28,851 \text{ 件（令和元年度見込）} \times 85.1\% \text{（伸び率 3）} = \underline{24,552 \text{ 件}}$$

② 適用額

$$6,784 \text{ 億円（令和元年度見込）} \times 85.1\% \text{（伸び率 3）} = \underline{5,773 \text{ 億円}}$$

③ 減収額

$$1,159 \text{ 億円（令和元年度見込）} \times 85.1\% \text{（伸び率 3）} = \underline{986 \text{ 億円}}$$

【地方税】

○法人住民税の減収額

986 億円（法人税減収額）×7%（法人住民税率）＝ 69 億円

○法人事業税の減収額

- ・即時償却による法人税減収額

1,005 億円（令和元年度見込）×85.1%（伸び率 3）＝ 855 億円

- ・法人事業税の減収額

855 億円（特別償却による法人税減収額）×7%（法人事業税率）＝ 60 億円

- ・特別法人事業税の減収額

60 億円（法人事業税の減収額）×37%（特別法人事業税率）＝ 22 億円

- ・合計

60 億円（法人事業税の減収額）＋22 億円（特別法人事業税の減収額）＝ 82 億円

3 令和 3 年度（見込）

【法人税】

① 適用数

24,552 件（令和 2 年度見込）× 100.2%（伸び率 3）＝ 24,601 件

② 適用額

5,773 億円（令和 2 年度見込）× 100.2%（伸び率 3）＝ 5,785 億円

③ 減収額

986 億円（令和 2 年度見込）× 100.2%（伸び率 3）＝ 988 億円

【地方税】

○法人住民税の減収額

988 億円（法人税減収額）×7%（法人住民税率）＝ 69 億円

○法人事業税の減収額

- ・即時償却による法人税減収額

855 億円（令和 2 年度見込）×100.2%（伸び率 3）＝ 857 億円

- ・法人事業税の減収額

857 億円（即時償却による法人税減収額）×7%（法人事業税率）＝ 60 億円

- ・特別法人事業税の減収額

60 億円（法人事業税の減収額）×37%（特別法人事業税率）＝ 22 億円

- ・合計

60 億円（法人事業税の減収額）＋22 億円（特別法人事業税の減収額）＝ 82 億円

4 令和4年度（見込）

【法人税】

① 適用数

$$24,601 \text{ 件（令和3年度見込）} \times 100.2\% \text{（伸び率3）} = \underline{24,650 \text{ 件}}$$

② 適用額

$$5,785 \text{ 億円（令和3年度見込）} \times 100.2\% \text{（伸び率3）} = \underline{5,797 \text{ 億円}}$$

③ 減収額

$$988 \text{ 億円（令和3年度見込）} \times 100.2\% \text{（伸び率3）} = \underline{990 \text{ 億円}}$$

【地方税】

○法人住民税の減収額

$$990 \text{ 億円（法人税減収額）} \times 7\% \text{（法人住民税率）} = \underline{69 \text{ 億円}}$$

○法人事業税の減収額

- ・即時償却による法人税減収額

$$857 \text{ 億円（令和3年度見込）} \times 100.2\% \text{（伸び率3）} = 859 \text{ 億円}$$

- ・法人事業税の減収額

$$859 \text{ 億円（特別償却による法人税減収額）} \times 7\% \text{（法人事業税率）} = \underline{60 \text{ 億円}}$$

- ・特別法人事業税の減収額

$$60 \text{ 億円（法人事業税の減収額）} \times 37\% \text{（特別法人事業税率）} = \underline{22 \text{ 億円}}$$

- ・合計

$$60 \text{ 億円（法人事業税の減収額）} + 22 \text{ 億円（特別法人事業税の減収額）} = \underline{82 \text{ 億円}}$$

以上